



証 人 調 書

(この調書は、第10回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成22年(行ウ)第21号
期 日	平成24年4月18日 午前11時00分
氏 名	松本美子
年 齢	68歳
住 所	
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上



せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の
良心に従って真実を述べ、

なにごと かく
何事も隠さず、

いつわ の
偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名

松本美子





速 記 録 (平成24年4月18日 第10回口頭弁論)

事件番号 平成22年(行ウ)第21号

氏 名 松本美子

補助参加人代理人

丙第2号証を示す

これは、あなたがお話しになった内容を私がまとめて、内容を確認して、署名捺印したものということでよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

3ページに1か所訂正をしましたが、訂正後の内容で何か間違ってることはありますか。

ありません。

あなたは、部落解放同盟嵐山支部長を務めてらっしゃるんですね。

はい。

いつから務めてらっしゃるのでしょうか。

平成12年か13年より、現在に至ってると思っております。

平成12年、若しくは、13年から現在まで支部長をしているということですね。

はい。

あなたが支部長を引き受けた理由は、何だったのでしょうか。

私たち同和地区の人間は、自分自身の問題でありますので、しっかりと自分たちがそれに立ち向かい、人権差別をなくすために取り組んでまいりました。

そういう目的で支部長を引き受けたということよろしいでしょうか。

はい。

部落解放同盟嵐山支部のことを、これから嵐山支部と呼びますね。この嵐山支部に、会計規約、若しくは、会計規程というものはありますか。

ありません。

では、会計の処理は、どのような基準で行われているのでしょうか。

前年度に見習いまして、会計監査という形で、支部総会の決定の下、
粛々と実施をいたしております。

前年の基準に基づいて行うということと、それから、最終的には支部総会で
決めて会計の処理を行っている、このようなことでよろしいでしょうか。

はい。

部落解放同盟には、埼玉県連合会、それから、比企郡市協議会という組織が
ありますよね。

はい。

埼玉県連合会を、略して県連と呼びます。比企郡市協議会を、略して協議会
と呼びますね。まず、この県連の負担金についてお聞きします。本件の訴訟
で、2009年の当時のこの県連負担金のことが問題になっているので、こ
れに関してお聞きします。2009年当時に、嵐山支部の会員は7世帯だっ
たのでしょうか。

そのように記憶しております。

ところが、原告からの指摘によると、2009年度決算書によると、嵐山支
部から県連への負担金は、おおむね、6世帯分しか出てないという指摘があ
るんですけど、この辺の事情について御説明頂けるのでしょうか。

年度一括納入をいたしますと、割引というものがありまして、1名減
の金額になって納めていると思っております。

県連の負担金を一括納入すると、減額されると、そういう趣旨ですね。

はい。

次に、比企郡市協議会の負担金についてお聞きします。やはり、この200
9年度の決算書によると、この年、嵐山支部では8万円の負担金を出してる
ようなんですが、この辺の事情について記憶してる範囲で御説明頂けますか。

補助金に対しまして、支部の1割前後のお金を郡協のほうへ負担をしているというふうに認識はいたしております。

町から補助金を受けていて、その1割前後のお金を郡協に出すということでやっている、そういう趣旨ですね。

はい。

それは、何か規程みたいなものはあるんですか。

規程のようなものは把握はいたしておりません。

じゃ、具体的には、郡協との話合いで決めるということなんでしょうか。

そのように記憶いたしております。

もうちょっと具体的に言うと、郡協のほうから提案があるんですか。これぐらい出してくれっていうふうに。

郡協議長のほうから、平等に各支部のほうへ、そのようなお話がございまして、負担をいたしております。

ちなみに、支部にも人数の違いというのがあると思うんですが、支部の会員の数によって負担金の額を変えるというようなことはあるんですか。

そのようなことは分かりません。

分からない。

はい。

あなたは、狭山事件を考える比企郡市住民の会に参加していらっしゃいますか。

はい。

その会議に参加した場合に、嵐山支部から、経費が支出されるのでしょうか。

されてます。

比企郡市協議会からは支給されますか。

されません。

自費で参加することもありますか。

もちろんあります。

ところで、この狭山事件を考える比企郡市民の会、略して市民の会と呼びますが、この市民の会には、どういう肩書きで参加してるのでしょうか。

比企郡市協議会のメンバー、あるいは、嵐山支部として参加をいたしております。

あるいはというのは、そのときによって違うということですか。それとも、両方兼ねて参加してるんですか。

主に、兼ねて参加をすることのほうが多いです。

次に、旅費についてお聞きします。この旅費の支給基準について、簡単に御説明頂けますか。

一律、町外3000円です。

町内に何か活動で出掛けたときは、支給されないということですか。

はい。

町外のときは、一律に1回3000円を支給してるという意味ですね。

はい、そうです。

町外に出掛けても、3000円も交通費が掛からないこともあるんじゃないですか。

それは、ありますけれども、それ以上に掛かる場合もございますので、総会決定の下、一律に支出はいたしております。

3000円以上掛かって掛からなくても、1回当たり3000円ということを決めて、そのように支給してるということですね。

はい。

実際に、平均すると3000円以上、交通費というのは掛かっているんですか。

それは長距離の場合もかなりございますので、十二分に掛かっております。

平均すれば、3000円以上、十二分に掛かってるという趣旨ですか。

はい。

次に日当についてお聞きします。活動参加のために、日当というものを払うのはなぜですか。

それは、サラリーマン、あるいは、自営業、その他、主婦、各研修会、あるいは、講演会、そういったようなものに参加するときのための補助金だというふうに考えておりますので、もちろん、支出はさせていただきます。

陳述書によると、広い意味で仕事を休んで参加するんだから、その補助金として払うと、こういうことになりますか。

はい。

あと、食事代という項目もありますよね。この食事代を払うのはどういう趣旨ですか。

それは、移動と移動というような形が朝から夜まで続く場合がございますので、やはり、食事はしなければならないものですので、食事代も出費をいたしております。

あと、土産代という項目がありますが、これを支出するのはどういうときですか。

研修会等に参加をしたときに、主催者に対しましてのほんの手土産だというふうに理解をし、支出した経緯があります。

研修会などに参加するときに、手土産を持参するということは必要なんでしょうか。

必要だと判断したときにはお持ちいたしました。

その趣旨というか、どういうふうに役に立つんでしょうか。

それは、同じ考えの下で行動をとり、同じ目的に向かい会議等がございますので、その方へのお土産だというふうに思いお持ちしました。

主催者とコミュニケーションを取るために必要だということを陳述書でおっしゃってますよね。

はい、そのとおりです。

ちなみに、これってというのは、例えば、町議会同士の付き合いとか、そういう場面でもあるんですか。

それは、現在も、私たちも、他町へお伺いするときには、手土産は公費を基に持参をいたしますし、また、相手方も町内へ視察に来られたときにはお持ちになってますから、通例のことだというふうに考えております。

次に、県・郡協連絡費についてお聞きします。この県・郡協連絡費というのは何なんでしょうか。

これは、通信費、あるいは、電話、あるいは、書類、そういったものに充ててる費用でございます。

領収証はあるんですか。

そういったものはございません。

これは、もともと役員手当という名目が出てたものなんですよ。

はい、そうです。

何て言うんですかね、さっきおっしゃった通信費等々が、毎月毎月、きっちり6万円掛かっているという趣旨ですか。それとも、別の趣旨ですか。

毎月掛かるといふときもありますし、掛からないときもありますけれども、やはり、支部総会の下、決定をし、皆様の考えを基に支出はいたしております。

具体的には、誰と誰に支払われていたものなんでしょうか。

それは、会計、支部長です。

会計の方と支部長に払われていた。3万円ずつということによろしいんですか。

はい。

毎月厳密に3万円掛かっていたという趣旨ではなくて、概ねそれぐらい掛かっているだろうということで、総会の決議に基づいて支出していたと、こういう趣旨でよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

次に、書籍代、新聞代についてお聞きします。書籍代とは何ですか。

部落解放同盟の月刊誌です。

これを2冊ずつ購入していたということですね。

はい、そうです。

これは、支部の資料として必要なものなんですか。

それは、支部委員との会合のときには必ず必要なものでありますので、購入はしていかなければならないものです。

新聞代というのは何ですか。

同じく、埼玉県連の新聞、あるいは、中央本部の新聞です。

中央本部というのは、部落解放同盟の中央本部ですね。

はい、そうです。

これを購入することも必要なことなんですか。

そのとおりです。

では、最後に、ここで述べたいことを簡潔に述べていただけますか。

私たち同和地区の者は、常日頃、皆様方に非常に差別をされ続けてまいりました。そういった中で、その土地で生きていく人たちは、その血筋的にそういうことではなくても、そこへ嫁ぐ、あるいは、生まれる、そういった人たちも、その土地そのものがそういうふうなところでございますので、生涯抜けることなく、非常に難しい問題を抱えながら私たちは生きております。また、今回の、こういった場所へ参加をさせていただくことも、私が部落の人間でありますということを公

表するわけでございますので、これも忍び難く耐え難いものでございます。そういった中で、一連の報道等、新聞記者会見等が突如行われ、何が何だか私たちは分かりませんでした。インターネット、ブログでの書き込み、無差別なるちらしの配布、嫌がらせの電話等々が、現在も続いております。そういった中で、私たちは、自分自身の差別問題、あるいは、全体の、人間一人一人が平等に暮らせなければならない世の中を作るためには、自ら立ち上がり、公金、補助金団体としても認めていただき、今後ますますこういった活動は必ず必要だというふうに、当事者ですから思っています。また、こういうことが起きまして、体調も崩しましたし、あるいは、職場を追われた人もおります。早期退職です。やはり、居づらくて、町の中にはいられないと、そういった人も現実におります。また、私も体調を崩しまして、現在も治療中です。もう一人の方も、長期にわたりお休みもし、現在は復帰をいたしておりますけれども、やはり精神的なものがございまして、病院等に通っております。そういったことでございますので、今後、このようなことが世間に公表がされるということになりますと、人権的な侵害はこの上ないものというふうに感じております。裁判長様、是非とも寛大なるお裁き等頂きたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

被告代理人

同和問題に取り組んでいる団体というのは、嵐山町では、あなたの部落解放同盟嵐山支部以外にもあるんでしょうか。

ございません。

あなたのところの団体だけということではよろしいんですね。

はい。

この部落解放同盟嵐山支部では、各種のイベントとか集会などに参加してい

るようですけれども、こういうことに参加するということは必要なことでしょうか。

人間平等に生きていくためには、必ずそういった場所へはしっかりと参加をし、多くの皆様に御理解を頂き、差別はされない、しない、許さないという形で、しっかりと参加をいたしております。だから、必ず必要です。

ほかの人、あるいは、自分たち自身にとっても必要だと、こういうことですね。

はい。

この同和地区の人たちが、差別に負けないで自立していくというためには、行政の支援というものは必要なんでしょうか。

それはもちろん、私は必ず必要だというふうに思っておりますし、人権差別ですから、人間全員に関わる問題ですから、同和地区の問題だけではなく、人権問題、教育問題というふうになりますと、公的資金は必ず必要だというふうに考えております。

実際、補助金などが出ない、あるいは、大幅に減ると言いますか、そういうことになった場合には、活動に支障が出るとか、そういうことはあるでしょうか。

それは、個人というものは限りがございますので、大いに支障はあるというふうに認識をいたしております。

原告ら代理人（太田）

乙第3号証の4を示す

ここを見ると、7月21日のところ、「比企郡市協議会総会……土産代」というのと、1月29日、「比企郡協新年旗開き……土産代」というのがありますね。

はい。

このお土産というものですけれども、まず、総会のお土産については、どなたにお渡ししたんですか。

郡協議長です。

郡協の議長さんですね。

はい。

では、この比企郡市協議会、新年旗開きのお土産については、どなたにお渡ししたんですか。

県連委員長だと思えます。

先ほど、お土産代についてなんですが、お渡しするときについて必要なときとおっしゃっていたかと思えますけれども、間違いないですか。

必要だと感じたときと言ったと思えます。

では、この総会で持っていったのは、どういう意味で必要だと感じたということになりますか。

コミュニケーションを図り、より良い本日の会議が行われるというふうに信じたからだというふうに記憶いたしております。

郡協の議長さんとは、しばしばお会いになるんじゃないんですか。

はい。

そうだとすると、コミュニケーションという点では、よくお会いしているので、取れているということにはなりませんか。

それは、なると思えます。

だとすると、必要性がなくなりませんか。

なりません。

では、県連議長さんにお渡ししたと、新年旗開きのお土産についてはおっしゃってますよね。

はい。

それは、県連の議長さんにお渡しするのについて、必要だと感じたのはどう

いう理由からですか。

もう一度詳しく御説明を質問していただきたいと思います。理解に苦しみます。

乙第3号証の4を見てください。比企郡市協議会新年旗開きのお土産代について、あなたはこのお土産を県連の議長さんにお渡ししたと、先ほどおっしゃいましたね。

県連の議長とは申し上げておりません。

どなたに、では、お渡ししたんですか。

県連の委員長と申しました。

では、委員長さんにお渡ししたのはなぜですか。

コミュニケーションを図るためです。

では、そのような意味があるとして、こういったお土産を町からの補助金から出すことについては、適正だとお考えですか。

はい。

お土産というようなものについては、個人的な趣旨もあるかと思うので、私的なものとして御自身から出すとか、そういったお考えはありませんでしたか。

ありません。

乙第3号証の4を見てください。ここで、7月21日の所に、「比企地区学集会食事代」というものと、それから、「総会……食事代」、7月21日の所に「比企郡市協議会総会……食事代」、それから、9月25日の所には、「比企郡市町村交渉食事代」、9月25日の所は、「狭山中央集会……食事代」、1月29日の所には、「比企郡協新年旗開き……食事代」というのがありますよね。

(うなずく)

この食事代について伺いますけれども、これは、例えばですけれども、7月

21日の食事代については、誰が食事をしたものかというのわかりますか。

鮮明には覚えておりませんので、わかりません。

ほかの食事代についても、分からないということになりますか。

こういった会合に出た方だというふうには記憶はしております。

では、あなたが出た会合はないですか。

あります。

例えば、どれになりますか。

幾つお答えになったらよろしいでしょうか。

この中で、どれとどれに出たかお答え頂いてもよろしいでしょうか。

21日の件でしょうか。

比企地区学集会は出られたということですか。

と思っております。

総会はお出にならなかったんですか。比企郡市協議会総会には。

……………出ていると思っております。

では、9月25日の市町村交渉は出ておられるんですか。

覚えておりません。

では、9月25日、狭山中央集会は出ておられますか。

何年度のでしょうか。

平成21年ですね。

はっきりは覚えておりません。

では、この比企郡市協議会新年旗開きについてはどうですか。出席されていますか。これは、平成22年のことになりますけれども。

出たと思います。

では、この食事代については、あなたも食べている分が入っているのではないですか。

あると思います。

では、具体的に、どこでどういうものを食べたかは御記憶にないということですか。

ありません。

食事代の支出については、上限のようなものが嵐山支部内には決められてはいないんですか。1人当たり幾らとかですね。

おおむね決定はいたしております。

おおむねというのは、では、どのぐらいを上限と考えられているんですか。

もう一度お願いします。

今、おおむね、上限が嵐山支部で決められているというお話があったと思いますが、おおむねというのは、では、どのぐらいの金額を指すんですか。

1食1000円ないし1500円程度というふうに、総会の下、決定をしているというふうに認識をいたしております。

(以上 堤崎恵美子)



原告ら代理人（太田）

総会で決定をしたということですか。

はい。

食事は、こういった嵐山支部の用務ではないときにもするものですが、それでも補助金から支出する必要があるということですか。

もう一度お願いできますか。

結構です。

甲第28号証，甲第45号証の1を示す

甲第28号証は、町に対して出している補助金の実績報告書です。これを見ますと、6月25日と26日には、埼玉県連合会夏期講座で群馬県草津町のホテル櫻井に宿泊していると。そのことについて、甲第45号証の1で、ホテル櫻井で研修が行われたということですが、よろしいですか。

はい。

甲第28号証，甲第46号証の1を示す

甲第28号証で、7月13日から14日にかけて比企郡市協議会が群馬県で開かれたとなっておりますが、この日付で、甲第46号証の1で、伊香保温泉ホテル轟というところで、この総会が行われたということですが、これで間違いないですか。

はい、間違いないと思います。

甲第28号証，甲第47号証の1を示す

甲第28号証で、翌年の平成22年1月21日から22日にかけて比企郡市協議会が群馬県で開かれたとなっております。ここは群馬県となっておりますが、甲第47号証の1で、新年旗開きについて、伊香保町のホテル轟で行われたとなっておりますが、これでよろしいですか。

はい。

旗開きについてですが、このときに具体的にどのようなことが行われ

たかは御記憶していますか。

内容的には覚えておりませんが、研修会、講演会だというふう
に思っています。

甲第47号証の1では、このときの研修会の演題については、未定とされて
います。この講演会自体がどういった演題で実際に行われたかというのは、
今思い出すことはできますか。

できません。

どんな内容だったかについてはお話ができますか。

もちろん、人権差別の問題に尽きると思います。

こういった旗開きや研修会については、全て温泉地で行われていますけれど
も、こういったものを温泉地でやる意味というのはありますか。

分かりません。

そういったものについて、補助金から出して、嵐山支部として出席すること
については、必要性があるとお考えですか。

もちろん、あると思っています。

甲第45号証の1を示す

夏期講座については、宿泊費1万2000円と資料代4000円が必要とさ
れているというのはよろしいですか。

はい。

乙第3号証の6, 7を示す

例えば、乙第3号証の7の活動費のところなどには、資料代という費目は特
にないですし、同じく乙第3号証の6などを見ても、特に資料代という項目
はないように思うんですが、資料代などについての支出は各人がされたとい
うことになるんですか、それとも比企郡市協議会などから出ているんですか。

それは、支部の対応として、補助金の中から出してるとしています。
ただ、資料代については、今お見せしたようなところにはないんですが、支

部から出したという記憶だということですか。

はい。

乙第3号証の6を見ると、県連・郡協等連絡費というのが1万2000円ずつ支出されていますよね。例えば、6月23日に1万2000円と1万2000円、9月25日に2万4000円などとなっていますが、これについては、先ほど、年間の総額が6万円ですから、会計と支部長に3万ずつ渡しているというふうにお答えしましたよね。

はい。

支部長というのは、松本さん、あなた御自身でよろしいですか。

はい。

会計というのは、どなたになりますか。

お名前を申し上げろということでしょうか。

おっしゃれなければ結構ですが。

お名前は申し上げられませんが、同和地区の人です。

補助参加人の出された準備書面では、この県連・郡協等連絡費については、電話代とされているんですが、先ほどのお話ですと、これは電話代以外も含まれているということですか。

先ほど申し上げたとおりでございます。

では、松本さん御自身のことを伺いますけれども、携帯電話をお持ちですか。

はい。

大体、月当たりお幾らぐらい掛かっていますか。

申し上げられません。

回答したくないということですか。

はい。

通常、携帯電話は多くても1か月当たり1万ぐらいかなと思うんですが、そうだとすると、では、県連や郡協との連絡で掛かっている電話代はどのぐらい

だとお考えですか。

分かりません。

3万の連絡費だとして、12か月間でならずと、月当たり2000円、3000円というところだと思いますけれども、そのぐらい県連・郡協と連絡を取っているということですか。

県連・郡協ばかりでなく、連絡は支部内にもございますし、県内には同じ方向に進んでいる方たちもおりますので、そういう方たちとの連携も取りますので、必要ですので支払はいたしております。

乙第3号証の7、8を示す

乙第3号証の7のほうでは、3万というときもありますけれども、ほとんど、7000円、1万4000円という形です。一方で、乙第3号証の8も、7000円、1万4000円という形で、7000円刻みというふうに見えるんですけども、これは1人に払う日当が1日当たり7000円だということになりますか。

はい。

これらの中に、松本さん御自身が日当をお受け取りになったものはありますか。

はい。

松本さん御自身は、町議会議員でいらっしゃいますよね。

はい。

日当については、先ほど、会議などに参加される方についての補填という意味があるというふうにおっしゃってましたけれども、松本さん御自身は町議会議員ですから、例えば、嵐山支部の会議であるとか、そういったものに出席をしたとしても、歳費がそのことで減額をされるような経済的な不利益はないんじゃないですか。

ありません。

乙第3号証の3を示す

これを見ますと、先ほども主尋問でおっしゃってましたけれども、一律3000円が支給されていますね。

はい。

3000円の旅費を支出するのはどういう場合かというのは、先ほどおっしゃったように、町外に行かれる場合に3000円ということによろしいですか。

はい。

甲第28号証を示す

この実績報告書を見ると、7月23日に、比企郡市人権教育研究集会が女性教育会館で開かれています、この女性教育会館というのは国立女性教育会館ではないですか。

そうだと思います。

国立女性教育会館は、どこにありますか。

町内です。

乙第3号証の3を示す

乙第3号証の3を見ると、比企郡市人権教育研究集会、7月23日、3000円とありますね。

はい。

これは、町内で開かれたものについて、3000円を支出していることにはなりませんか。

なると思いますけれども、ほかへの移動というふうなこともあったというふうに記憶いたしております。

先ほど、主尋問で、あなたは、旅費の3000円を超えるぐらい、実際に交通費が掛かるケースもあったと言っておられましたね。

はい。

乙第3号証の3の中で、具体的に3000円を超えるものがどれだということとは言えますか。

支部外ですから、ほとんどのところは3000円は超えるというふう
に考えております。

甲第28号証を示す

甲第28号証で、例えば、4月25日の埼玉県委員会、6月20日の埼玉県委員会、8月26日の埼玉県集会所交流会、9月6日の埼玉県委員会、9月26日の埼玉県委員会、2月6日の埼玉県委員会、3月27日の埼玉県委員会ですけれども、人権同和センターと書いてありますけれども、これは熊谷の人権同和センターということによろしいですか。

はい。

これについて、松本さん御自身が出席されたものはありますか。

はい。

その際に使った交通手段はどのようなものですか。

自家用車です。

大体、所要時間は、御自宅からはどのぐらいですか。

片道1時間掛かります。

そのガソリン代が3000円というふうにお考えですか。

ガソリン代のみならず、万一、交通違反、もらい事故、あるいは、それに伴う交通ルールの問題ですけれども、そういうものも一切、参加した者の個人持ちですので、3000円は妥当だというふうに考えて
おります。補償はございませんので。

甲第28号証で、例えば、7月8日のところに比企地区学習会、東松山市民活動センターとあります。同じように東松山市民活動センターについては、5月27日の2009年度年間事業説明会というのがありますが、これらで松本さんが出席されたものはありませんか。

よく覚えていませんが、あると思います。

東松山市民活動センターだと、松本さんのお宅からはどのぐらい時間が掛かりますか。

40分ぐらいだと思います。

それは自動車ですか。

私たちは農村部ですので、ほかに移動手段はほとんどございませんから自家用車です。

乙第3号証の4を示す

これによりますと、7月21日のところに、解放新聞購読料と書籍代という支出が出てきますよね。

はい。

解放新聞について伺うんですが、先ほどのお話だと、埼玉県連のものと、中央本部のものがあるというお話でしたよね。

はい。

では、中央のものと、埼玉県連合会のものと、何部ずつかというのはお分かりですか。

5部ぐらいだと思います。

5部ずつぐらい取っているということですね。

はい。

では、中央の新聞が1部幾らで、県連の新聞が1部幾らというのは御存じですか。

私は把握いたしておりません。

こちらで調査したことから言うと、5部ずつだとすると、計算がちょっと合わないのかなとも思うんですが、割引などの制度があったりするんですか。

一括納入という形で割引はございます。

こういった新聞については、具体的にどこに置いているんですか。

支部員にお渡しして、会合のときに、その勉強をいたしております。

甲第34号証ないし甲第38号証を示す

甲号証は、嵐山支部の収入支出決算書です。甲第34号証は2004年度ですが、需要費は決算額で4万1800円です。甲第35号証は2005年度のものですけれども、需要費の決算額が4万3400円です。甲第36号証は2006年度のものですが、需要費の決算額が2万7800円です。甲第37号証は2007年度のものですが、需要費は2万8700円が決算額です。甲第38号証を見ると、2008年度の需要費の決算額は3万1816円です。

乙第3号証の4を示す

それらを見ていただいた上で、乙第3号証の4の2009年度の需要費の決算額を見ていただくと、10万6858円となっています。このように高額になったのには、何か理由があるんですか。

分かりません。

では、これまでの需要費が大体4万を超えないぐらいだったというのは、今見ていただいて分かりましたよね。

はい。

乙第3号証の4で見ると、解放新聞の購読料だけでも4万円台であり、書籍代だけでも1万8400円となっているんですが、この年に購読数を増やさなければいけない理由などがあったんでしょうか。

分かりません。

乙第3号証の4を見ると、7月21日に書籍代の支出がありますが、この書籍代については、先ほど、機関誌の月刊「部落解放」を購入したというふうにお答えされていたと思いますが、間違いはないですか。

はい。

これは、何部取っているんですか。

2部だと思います。

定期購読料は、1部幾らですか。

年間でお支払をいたしておりますから、ここに示されたとおりの金額だというふうに認識いたしております。

では、その2部については、どこに置いているんですか。

支部長宅あるいはメンバーのお宅です。

そこに保管しているんですね。

はい。

原告ら代理人（佐竹）

先ほど、嵐山支部は、2009年度は7世帯とおっしゃっていましたが、現在は何世帯ぐらいですか。

同じです。

支部には、支部長以外には、どういう役員がおるんですか。

会計、監査です。

ほかには役員さんはおられませんか。

おりません。

甲第4号証を示す

2枚目ですが、平成21年の団体補助金交付請求書が証人の名前で出されていますが、振込口座のところに「嵐山支部（代）」と書いてありますが、この「代」というのは、どういう意味ですか。代表ではないんですか。

会計だからだと思います。

さんというのは、会計なんですか。

個人名を申し上げなくてははいけませんでしょうか。

イエスカノーで結構です。この人は役員さんですかとお聞きしているだけなんですけれども。

はい。

この方は、姓が一緒ですが、証人と御親戚関係はあるんですか。

ありません。

甲第32号証を示す

平成18年度の実績報告書ですが、この実績報告書の一番後ろに会計監査報告というのがありまして、ここに監事の名前で「 」さんという名前が見えるんですが、この方も先ほど言った支部の会計監査ということでしょうか。

はい。

この方は、やっぱり同じ姓ですが、御親戚関係があるんですか。

ありません。

この嵐山支部に参加できる方というのは、一定の地域に住まわれている方ないと加盟できないんですか。

基本的にはそうです。

県連の規約によると、部落民衆の居住する地域において活動する会員をもって構成するとなっているので、基本的には、その特定地域に居住している人たちがメンバーであると。

はい。

例えば、ここにいる原告は嵐山町の人間なんだけど、原告が加盟申請しても、それは駄目なんですね。

分かりません。

証人は、先ほどから、結構、分かりませんというお答えをされているんですが、どなたか分かる方はいるんですか。

.....。

嵐山支部という支部があつて、一応、支部長をやられているので、支部の中のことは支部長が一番、全部把握しているのかなと思うんですが、ほかにも

っと詳しい方とか、分かれる方がいるんですか。

会計は、会計が担当いたしております。決定することは、支部総会の下、支部長が決定を皆さんに諮り実施をいたしておりますので、責任を持ってそれぞれが分担をいたしておりますから、分からないところは分かりませんと答えております。

そうすると、加盟の資格に関してどうかというのは、支部長としてもよく分からないということですか。

居住しているところというふうになっておりますから、それが基本だというふうにお答えしたつもりです。

部落解放同盟嵐山支部というのは、純粹たる民間団体ということで、何らかの法人格を持っているわけじゃないですね。

ありません。

公益法人だとか社団法人、一般社団法人、NPO法人、そういう形では登録はされてないですね。

はい。

甲第28号証を示す

これは、平成22年度に松本さんが出された、21年度団体補助金にかかる実績の報告書ですね。

はい。

支部内の独自の活動というのはどんなことをされているのか、この中で挙げてもらえますか。

町主催によります人権講演会、あるいは吉田集会所という活動拠点で実施される講座に主に参加し、それ以外は支部内での月刊誌あるいは新聞購読によります会議あるいは研修会、そういうものが支部内活動です。

今おっしゃった吉田集会所の活動というのは、町が主催するものですね。

はい。

町が主催するそういう講座なんかに参加しようじゃないかという活動、それが支部の活動だと。それから、例えば、こういう差別はいけませんよとか、一般に向けた支部主催の活動というのは何かあるんですか。

支部の主催というところまではいきませんが、地域でいろいろな会合がございますから、そういうところに出向いたときには必ず人権教育あるいは差別問題は皆さんとともにお話をし、私も率先してそこへ参加をし、皆さんとともに、差別をされまい、差別をすまい、許すまいということで活動をいたしているつもりでございます。

比企郡協議会の会合とかそういうものがたくさんあるようですが、比企郡協議会というのは、どこが構成しているんですか。

比企郡内の、各、支部あり、支部なしのところでの組織の1つです。具体的には、私のほうの書類で見ると、東松山市と吉見町と嵐山町、この3つが構成団体というふうに見えるんですが、それ以外にもあるんですか。

ありません。

その3つが集まった協議会だということですね。

はい。

その協議会は、事務所を持ったり、専従職員を持ったりということはしているんですか。

専従はおりませんが、代表の議長がおります。

ただ、事務所というのは独自には持たれてないのかな。

東松山の人権集会所というものがあまして、そこが本部になっております。

その人権集会所というのは、協議会の持ち物ですか、借りているところですか。

市のものです。

甲第28号証の一般活動報告を見ますと、5月13日に、比企郡市協議会会議、野田集会所とありますが、これは協議会内部の会合ですね。

はい。

そこに、嵐山支部で証人も参加したということですか。

はい。

そういう会合に対して、先ほど細かく見てきた日当だとか交通費だとか、そんなものが支給されていると。

そういった目的の下に団体補助金があるというふうに私たちは信じておりますので。

そうすると、日当がないと、そういう会合はないんですか。

日当は一部分で、もらわないときのほうが多いです。

もらうときと、もらわないときというのは、こういうときは日当を出しましょう、こういうときは出しませんというふうに、何か明確な線が引かれているんですか。

規約的なものはありませんけれども、いずれにいたしましても、総会の下に前年度並みに支出するべきものはし、自分たちのことですから無償で行くべきところは無償で実施をし、皆さんとともに差別をなくす運動に取り組んでいるということでございます。

甲第28号証の2ページ目、4月25日の埼玉県委員会、これは何ですか。

これは、埼玉県連主催の、埼玉県内の支部があるところの会合でございます。

県連の中の会議ということですか。

はい。

もちろん、これは、部外者の一般の人は行けないわけですね。

はい。

狭山中央集会というのがあるんですが、これは日比谷公会堂でやられたんで

すか。

はい。

これは、一般人に向けてもやっておられるんですか。

はい。

これにも日当が出ているようですが、行った人の全てに日当が出ているわけじゃないですね。支部員として行くと、日当が出るということですか。

そうです。

最初に聞くのを忘れたんですが、会計規定は支部にはないと。

はい。

支部規約というものはあるんですか。

ありません。

比企郡協議会に対して補助金の1割を負担金として出してくれというふうに言われていたんですが、それは比企郡協議会の規約か何かがあるんですか。

私には分かりません。

それは、協議会の会長さんが支部長に、今年は幾らだよというふうに伝えてくるということですか。

はい。

甲第45号証の1を示す

これは、2009年4月に、部落解放同盟埼玉県連から、夏期講座の御案内ということで各市町村長と市町村教育長宛てに出されていると。

(うなずく)

これには参加されていますか。

.....。

場所は、草津温泉のホテル櫻井ですが。

参加したと思います。

証人は、要するに、ここでは主催者側の立場になるんですかね。それで、お

客さんが、市町村長か教育長若しくはその職員ということになるんですか。

.....。

分からないですか。

私が主催者ではないと思ってます。宛名は違いますから。

埼玉県連には加盟されているでしょう。

はい。

聞きたかったのは、この夏期講座には一般の人というのは来られているんですかということですが。

来てると思います。

そういう呼び掛けはされているんですか。

どこまで把握してるかということになりますと、主催者は埼玉県連ですから、私には把握のできない部分もありますので。

分からないということですか。

はい。

甲第46号証の1を示す

これは、比企郡協議会総会と比企地区実行委員会総会の開催についてということで、こういう総会をやりますよということで、各市町村の村長さんとか教育長さんとか担当者に参加の呼び掛けをされていると。それで、いろいろ講演なんかもされていると。これなんかも、市に対して、中の集まりや、中の総会に来てくださいよという呼び掛けをしているということですね。

.....。

これも、一般の人に対して、ここに来てくださいよというふうな呼び掛けをしているかどうかということを知りたいんですけども。

先ほど申し上げたとおり、主催者ではありませんので、把握はいたしかねるところもございます。

補助参加人代理人

支部の役員名を確認したいんですけども、1つは支部長ですよ。もう1つは、会計という言葉が出ていたり、会計監査という言葉が出ていたり、書面では監事という書き方もしてるんですけども、どれが正しいんでしょうか。

支部長、会計、監査。

支部長と、会計と、監査の3人がいるわけですか。

はい。

(以上 馬場睦子)

さいたま地方裁判所

裁判所速記官

堤崎恵美子

裁判所速記官

馬場 睦子

